

災害により破損した建築物の応急修繕等に対して 建築基準法令の規定の適用を受けない区域を決定しました

(建築基準法第85条第1項の規定に基づく応急仮設建築物に対する制限の緩和)

災害により破損した建築物の応急修繕や災害救助のために必要な応急仮設建築物の建築等に対して、建築基準法に定める基準や建築確認申請の手続き規定を適用しない区域※を決定しました。

区域の決定に関する概要は次のとおりです。

※ 都市計画法や農地法など他法令による取扱いは、各担当窓口にてご確認ください。

1 発生した非常災害

令和7年9月5日「令和7年台風第15号等に伴う災害」

2 決定した区域

牧之原市及び榛原郡吉田町の全域

3 決定した年月日

令和7年9月10日

4 対象建築物

① 災害により破損した建築物の応急修繕

② 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築する応急仮設建築物

③ 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が30㎡以内の応急仮設建築物
(ただし、いずれも防火地域内に建築する場合には対象となりません)

5 対象となる工事着手の時期

災害発生から1か月以内(令和7年10月5日まで)にその工事に着手するもの

6 存続期間

その建築工事を完了した後、3か月を超えて存続しようとする場合は、県の許可を受けることにより、その存続期間を延長することができます(2年以内の期間)。

7 その他

災害により破損した建築物の応急修繕の場合、上記5及び6の条件はかかりません。

焼津市は特定行政庁として、市の全域を本区域に別途決定しています。

問い合わせ先

○ 静岡県くらし・環境部建築住宅局 建築安全推進課

所在地 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話番号 054-221-3075

静 岡 県